解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月三十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成二十四年九月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十六日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇番一号
あべのベルタ地下二階二二七
社団法人大阪卵業協会
清算人　村上　昇

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年九月二十四日開催の定期大会の決議により平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十六日

東京都品川区西五反田八丁目一番五号
ＮＥＣ　Ａｖｉｏ赤外線テクノロジー労働組合
清算人　高橋　琢哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市忠和二条四丁目七番地一四五四、最後の住所北海道岩見沢市北三条西一二丁目一番六―二〇二号ＡＧＭ12
被相続人　亡　星　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

事務所北海道岩見沢市四条西四丁目四番地
山﨑司法書士事務所
相続財産管理人　山﨑木綿子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市渚滑町元新二丁目一六四番地一二、最後の住所北海道紋別市渚滑町元新二丁目一六四番地の一二
被相続人　亡　中谷　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

北海道紋別市花園町二丁目一番二〇号流氷の町ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　脇島　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡多古町喜多井野一七四番地二、最後の住所千葉県柏市金山九八三番地
被相続人　亡　佐久間惣吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

事務所千葉県千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市本町二丁目一四番地一四、最後の住所東京都足立区保木間四丁目三番五号ハートランド明生苑
被相続人　亡　早川　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井台三丁目一番、最後の住所東京都練馬区石神井台三丁目一番三―六〇八号
被相続人　亡　須藤　治芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

事務所東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階真和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽五丁目四番地二、最後の住所東京都江戸川区江戸川五丁目一番地
被相続人　亡　北林　梅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束二丁目一七九番地、最後の住所東京都豊島区南長崎六丁目七番五号
被相続人　亡　西田　コマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市丹生川町大沼一五二番地二、最後の住所東京都新宿区富久町二〇番七号
被相続人　亡　大沼　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市早良区大字脇山五八七番地、最後の住所神奈川県相模原市上溝二〇三四番地の一四エレクティオン田尻一〇三
被相続人　亡　馬男木俊也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

東京都新宿区揚場町一番一号揚場ビル三階
相続財産管理人　白川　博清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木一丁目一九番地、最後の住所東京都文京区千駄木一丁目一九番一号
被相続人　亡　八嶋　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

事務所東京都渋谷区渋谷一―一―一〇ニューハイツ青山六〇三号室大島崇志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大島　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市開聞十町二八一九番地、最後の住所神奈川県海老名市上今泉二丁目一番四〇―四〇一号
被相続人　亡　藤下　達郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階
相続財産管理人　弁護士　延命　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡上市町柿沢新九〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　福島　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十六日

富山県富山市堀端町一番一二号　富山中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂本　義夫